別添3

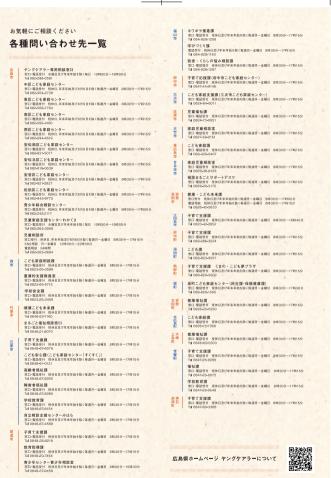
おもて面





うら面















知ってほしい、ヤングケアラーのこと

あなたと一緒に家族を支える人がいます一



ABOUT YOUNG CAREA

ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



わり、買い物・料理・掃除・洗 いの世話をしている。 濯などの家事をしている。



障害や病気のある家族に代 家族に代わり、幼いきょうだ



障害や病気のあるきょうだい の世話や見守りをしている。



日本語が第一言語でない家 族や障害のある家族のため に通訳をしている。



家計を支えるために労働をし て、障害や病気のある家族を 助けている。



アルコール・薬物・ギャンブ ル問題を抱える家族に対応 している。



がん・難病・精神疾患など慢 性的な病気の家族の看病を の回りの世話をしている。 している。



や声かけなどの気づかいを

している。

障害や病気のある家族の身



障害や病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしてい

出典:「ヤングケアラーについて」(こども家庭庁) (https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer)



